県域水道一体化に向けた取組について

1 県域水道一体化の概要 P1

2 一体化後の給水原価・供給単価の試算結果 P2~3

(令和3年12月実施)

3 一体化に向けた諸事項の方向性 P4~5

4 今後のスケジュール(案) P6

1 県域水道一体化の概要

背景(課題)

- ■人口減少等による水需要の減少(配水収益 の減少)
- ■昭和40年代を中心に整備した水道施設の 老朽化の進行(投資の増大)
- ■熟練職員の退職等による技術力の低下



県営水道・市町村上水道の共通の課題

課題克服の方策「県域水道一体化」の検討の経緯

平成29年10月 県・市町村長サミットで「県域水道一体化の目指す姿と方向性」提示

30年4月 県・市町村部局長レベルの「県域水道一体化検討会」立ち上げ

31年3月 県域水道一体化の方針を示した「新県域水道ビジョン」策定令和2年8月・11月 知事・関係市町村長による「水道サミット」開催

令和3年1月25日 県・27市町村長・奈良広域水質検査センター組合で 「水道事業等の統合に関する覚書」締結

現時点での以下の基本的事項について合意

- ・R6年度までの企業団設立、R7年度までの事業開始(事業統合)
- ・統合時に水道料金統一(基本)
- ・水道事業で生み出された資産等は企業団に全て引き継ぐ(基本)
- 水道施設の更新整備は、関係団体の更新実績を保証、又は整備計画を尊重
- ・今後、覚書締結団体で一体化に向けての協議検討を進めること 等

令和3年8月2日 協議会設立総会及び第1回協議会

「奈良県広域水道企業団設立準備協議会」発足

令和4年2月17日 第2回協議会

給水原価・供給単価の試算結果、基本計画骨子案等について協議→了承

奈良県の目指す**県域水道一体化**

■指す姿 水道事業の「持続」「強靱」「安全」の確保により、将来にわたって安全・安心な水道水を持続的に供給

一体化の主な効果

※統合形態は事業統合(経営主体も事業も統合)とし、一体化の効果をより高く発揮

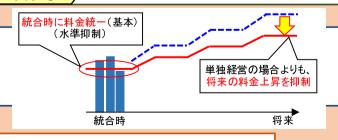
施 設 整 備 ○水需要に応じた施設機能を確保しつつ、経年度合・耐震性等を踏まえた統廃合を段階的に進め、県域で施設を最適化・強靱化

○計画的な実施によるコスト削減と国交付金の有効活用により、今後増大する施設更新への投資規模を抑制

〉単独経営の場合よりも少ない投資で、適正規模の整備と強靱化の向上が図れる

水 道 料 金 ○統合時に料金統一(基本)し、投資の抑制や国交付金の活用により 将来の料金上昇を抑制

>単独経営の場合よりも、将来の料金上昇が抑制される



運営体制

○業務の標準化・システム化、民間委託化を進め、県域で適正な人員配置が可能となり、運営体制が強化

・単独経営の場合よりも、技術職員をはじめ人的資源の有効活用が図れ、住民サービスの向上に繋がる

2 一体化後の給水原価・供給単価の試算結果(令和3年12月実施)

本試算では、令和3年1月25日覚書締結27市町村において各々一体化参加の是非を判断する材料の一つとして、料金面におけるメリットの確認や 将来的な料金上昇の程度を計ることを目的とし、各市町村が「単独経営を続けた場合」と「事業統合した場合」の給水原価・供給単価を試算しました。

試算条件(概要)

○試算期間 R7年度~36年度(30年間)

○建設投資規模 各団体が整備実績や計画を勘案し老朽化対策に必要と見込まれる額の積上げ(5.078億円)に、

一体化後の新たな投資増減(△260億円)を反映(4.818億円(年約161億円))

〇投資財源 国交付金 (292億円)を活用

県としても財政支援(広域化に伴い必要となる事業に1/3補助)(146億円)(いずれもR7~16(10年間)

○維持管理費 各団体が実情に合わせて推計した値の合計

(物価上昇率(0.7%)内閣府)、施設統廃合に伴う増減、一体化による

委託費縮減(10%縮減:他府県事例)等を反映)

〇年間総有収水量 各市町村の給水量(R2実績)に「日本の地域別将来推計人口(社人研)」

の市町村別人口増減率を乗じた値を基に推計

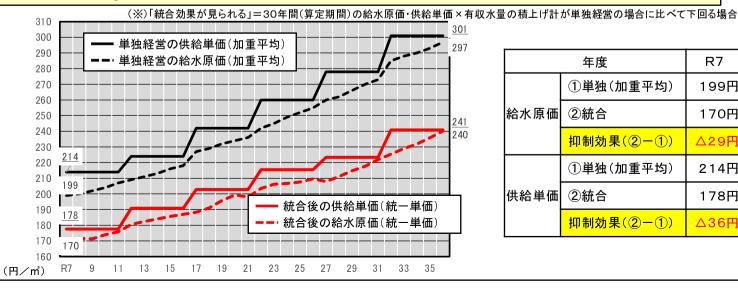
○給水原価 (営業費用+営業外費用ー(受託工事費+材料及び不要品の売却原価+附帯事業費)ー長期前受金戻入)÷年間総有収水量

〇供給単価 5年間毎の総括原価÷5年間の総有収水量

試算結果(概要)

〇27市町村の加重平均 給水原価、供給単価ともに上昇抑制効果が有った。

〇市町村別 葛城市、大淀町を除いた25市町村で、給水原価、供給単価ともに統合効果(※)が有った。

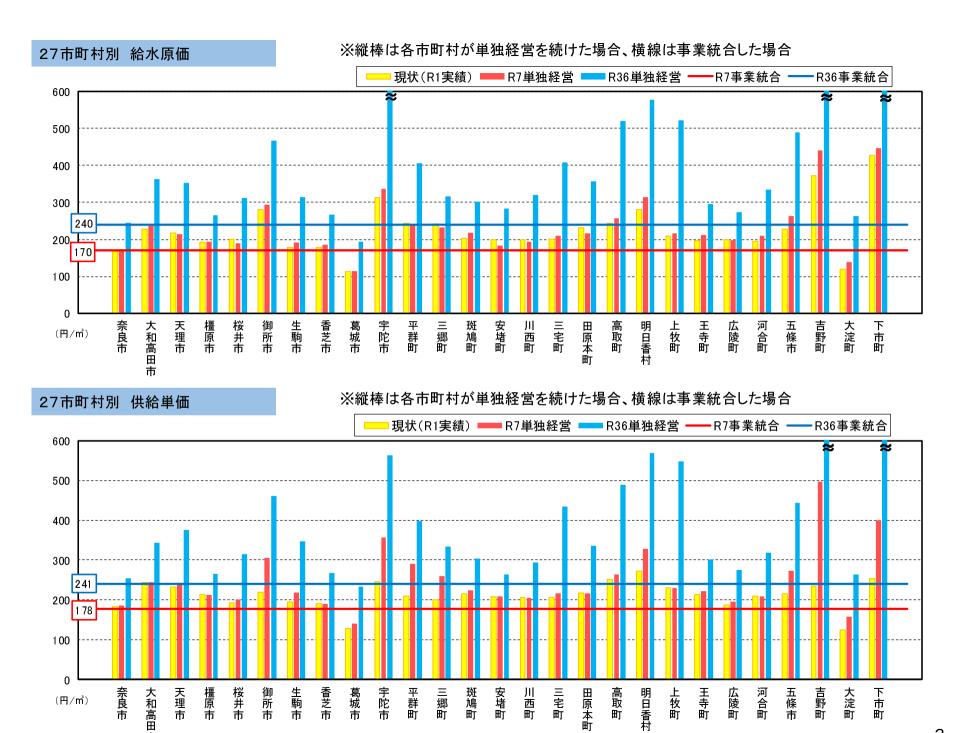


年度		R7	R36	統合効果
給水原価	①単独(加重平均)	199円	297円	
	②統合	170円	240円	有 25市町村 無 葛城市·大淀町
	抑制効果(②一①)	△29円	△57円	無 匈姚川 八疋町
供給単価	①単独(加重平均)	214円	301円	
	②統合	178円	241円	有 25市町村 ・無 葛城市・大淀町
	抑制効果(②一①)	△36円	△60円	

差引き投資規模

4.380億円

(年約146億円)



市

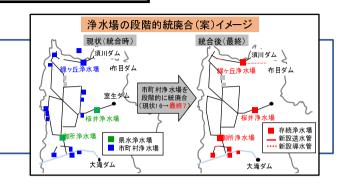
3 一体化に向けた諸事項の方向性

令和4年2月17日の<u>第2回協議会において了承</u>された方向性の主なポイント

一体化後の施設整備の方向性

【3つの基本的目標】

- ○老朽化対策を着実かつ計画的に実施
- 〇水需要の将来見通しに対応して県域全体で施設を最適化
- ○災害等発生時に対応できるバックアップ機能を確保



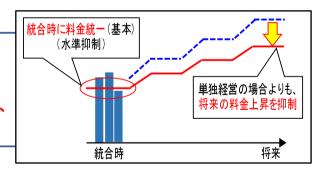
一体化後の施設整備の財源

- ○計画的な整備による整備費用の縮減
- 〇国の交付金を最大限有効活用(R7~10年間)
- ○国交付金の交付対象である広域整備分に対し、県が企業団に財政支援(経費の1/3)(R7~10年間)

一体化後の水道料金

- 〇統合時に料金統一(基本)
- ○ただし、料金面で統合メリットの見られない市町村については、

経過措置として、一体化後の統一水準に追いつくまでの間(最長30年間)、 段階的に料金を改定



その他

- 〇高低差や集落点在など地理的条件により経費が嵩むなど水道経営上の構造的要因を抱える市町村については、
 - ・基本協定締結後(R5年度以降)に生じた累積欠損金等は、企業団へ引き継ぐことを可能とする
 - 累積欠損金回避のために行われている一般会計からの繰入は、統合後は企業団へ繰入を求めない

(参考) (仮称)奈良県広域水道企業団基本計画(骨子案)

- ○本年度(令和3年度)の検討協議を踏まえた、現時点での基本計画の骨子案を体系的にまとめた概要版です。
- ○引き続き、市町村とともに検討協議を深め、来年度(令和4年度)に基本計画の策定、基本協定の締結を目指します。

1 基本的事項

【策定の趣旨】○県域水道一体化後の施設整備、財政運営等に係る基本的合意事項を取りまとめ、企業団運営、事業経営の指針とする。

【経営の主体】 〇地方自治法第284条の規定による一部事務組合(企業団)(令和6年度)

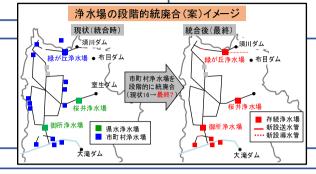
【統合の形態】 ○事業統合(各団体が行う用水供給事業、水道事業、水質管理業務を統合)(R7年度~)

2 施設整備

【基本的考え方】

- 〇水需要の将来見通しに応じた施設機能を確保しつつ、経年度合・耐震性等を踏まえて計画的に施設整備を進め、 県域全体で施設を最適化・強靱化
- 〇水融通や予備能力の保持等により、災害等発生時に対応できるバックアップ機能を確保
- 〇計画的な整備によるコスト縮減と国交付金の有効活用により、投資は規模を抑制しつつ最大限の効果を発揮

詳細は、別途「(仮称)奈良県広域水道施設整備計画」を策定



単独経営の場合よりも、

将来の料金上昇を抑制

将来

3 財政運営

【国の交付金制度の活用(R7~16年度の10年間)】

〇一体化後の施設整備のため、国の交付金制度(広域化事業・運営基盤強化等事業)を活用

【水道料金】

- ○料金の水準・体系は統合時に統一することを基本とし、健全な企業団経営が持続できる適正な水準を設定
- 〇単独経営の場合よりも将来の料金上昇を抑制(計画的な施設整備によるコスト縮減と国交付金の活用)
- 〇水道料金に関し統合効果の見られない市町村については、特例として一定期間、本則とは異なる料金を設定

【各団体(一般会計)からの繰入】

- 〇繰出基準の繰出対象経費のうち、本来一般行政の責任により負担すべき経費及び特定の地域の事情により生じている経費は、各団体から繰出基準額を企業団へ繰入してもらう。
- 〇繰出基準外で繰入されてきた経費(構造的要因(※)によるものを除く。)は、経費発生の間、当該団体から企業団へ繰入してもらう。
- 〇国交付金の対象となる一体化後の新たな施設整備のうち、広域化事業分(県域全体での施設整備)は、県域水道ファシリティマネジメント推進の観点から、県から繰出基準額を企業団へ繰入してもらう (R7~10年間)。

統合時に料金統一(基本)

(水進抑制)

統合時

【資産等の引継ぎ】

- 〇水道事業に伴い生み出された資産等は、一体化のメリットの最大限の発揮と全体最適化を図るため、企業団にすべて引き継ぐことを基本とする。
- Oただし、水道事業の用に供していない固定資産で、水道事業以外の公用、公共用又は公益事業用に既に使用し、又は基本協定締結年度中に使用の予定が決まっているものは、企業団には引き継がない。
- 〇統合までに生じた累積欠損金(構造的要因^(※)によりR5年度以降に生じたものを除く。)は、当該団体において利益剰余金又は料金改定か一般会計繰入により解消しておく。
 - (※)高低差や集落点在など地理的条件による、水道経営上の構造的要因であり、経営指標上の一定要件を満たすもの。

など

4 組織・職員

【組織】 (具体は引き続き検討協議)

〇企業団本部、広域水道センター、水質管理センター、浄水場及び事務所を配置。その他、企業団議会、監査委員、運営協議会を設置 (事務所は、当面は関係団体の事務所とし、業務の標準化等を図りながら、R16年度までの集約化を目指す。)

【職員】 (具体は引き続き検討協議)

- 〇職員の身分 当面は関係団体からの派遣(地方自治法第252条の17)を基本とする。(関係団体の職員の身分形態等の実情を踏まえ、必要に応じて設立時に身分移管)
- 〇職員の数 設立当初は関係団体の用水供給・水道・水質管理業務に従事する現行職員数と同程度を確保し、順次、業務の効率化等を図りながら、適正な規模を目指す。

5 その他

- 〇水道事業に係る各種業務の標準化・システム化を推進(具体は引き続き検討協議)
- ○現在市町村の水道事業部門が行っている他事業の業務及び奈良広域水質検査センター組合が行っている業務の取扱いについて、引き続き検討協議

4 今後のスケジュール(案)

- 〇令和3年1月25日締結の覚書に基づき、令和6年度中の一部事務組合(企業団)設立、令和7年度からの事業統合を目指す。
- 〇令和4年2月17日開催の第2回協議会で了承された水道料金面の試算結果、一体化に向けた諸事項の検討の方向性・基本計画骨子案を土台にして、引き続き検討協議を進める。並行して各市町村では、これらを判断材料の一つとして、各々一体化参加の是非について議論を進める。
- ○令和4年度に一体化後の施設整備計画や財政運営、組織体制等を取りまとめて基本計画を策定するとともに、基本協定を締結することを目指す。

